

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-108
処分の種類	組合の設立認可の取り消し			
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第125条第4項			
処分の概要	都道府県知事は、組合が命令に従わない場合又は組合の設立認可の公告があった日から1月を経過しても総会を招集しない場合は、その組合の設立の認可を取り消すことができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第125条第4項</p> <p>都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立についての認可を受けたものがその認可の公告があった日から1月を経過してもなお総会を招集しない場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	-			